

いわき市指定管理者制度に関する基本方針

平成 30 年 5 月 21 日 改正

I 趣 旨

平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、従前の公の施設に係る管理委託制度に代わり、新たに「指定管理者制度」が創設された。

この制度は、これまで公共団体、公共的団体及び一定の出資法人に限定されていた公の施設の管理に競争原理を導入し、民間企業等の能力や経営手法を幅広く活用して、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目指すものである。

この基本方針は、指定管理者制度の円滑な運用を図るため、本市における基本的な考え方と指定管理者の指定の手続き等を定めるものである。

II 制度に関する基本的考え方

1 制度の推進について

本市においては、第 5 次行財政改革大綱において、「民間活力の活用」を改革方策として掲げ、これまで効率的な行財政運営を図るため、様々な事務事業等について民間委託を進めてきたところである。

また、公の施設の管理についても、順次民間委託を実施し、平成 18 年 4 月からは従前の管理委託制度から指定管理者制度へ全面的に移行したところである。

指定管理者制度は、公の施設の管理を行わせることができる団体の範囲を広げ、より効率的・効果的な管理を可能にしたものであり、本市の行財政改革の方向性と合致することから、当該制度により、市民サービスの向上、経費削減等の効果が期待できる施設については、その積極的な活用を図るべきである。

したがって、既に指定管理者制度を導入している施設については、基本的に指定管理者制度の活用を継続するものとし、直営の施設や今後新たに設置される施設についても、公の施設の本来の目的である「住民の福祉を増進」するため、サービス水準の維持向上の視点、コスト削減の視点、業務の再構築の視点及び共創のまちづくりの推進の視点から検証を行い、指定管理者制度の導入の適否を判断することとする。

2 候補者の選定方法（公募・非公募）

指定管理者候補者の選定は、適正な競争の確保による、施設の效果的・効率的な管理を促進する観点から、原則として公募によるものとする。

ただし、合理的な理由があるときには公募によらないことができるものとするが、その場合にあっては、公募を行わない理由を明確にした上で、市長の意思決定を受

けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としている指定管理者の候補者名を公表する。

なお、公募によらないことができる場合は、次のとおりとする。

- ① 施設の設置目的、性格、規模等から判断し、特定の団体によって管理することが、効率的で、設置目的を効果的に達成できる場合
- ② 施設の管理と関連する施策の一体的な推進を図るため、施策推進を担う特定の団体によって管理することが、効率的で、設置目的を効果的に達成できる場合
- ③ 施設管理に当たり、専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ④ 併設する民間施設等と一体的に管理することが合理的かつ経済的な場合
- ⑤ 緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- ⑥ その他特定の団体を指定することが、明らかに効果的、効率的又は適切であると認められる場合

3 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、適切な競争の確保と、指定管理者の経営の安定の観点から、合理的な事由がある場合を除き、原則として5年間とする。

ただし、初めて指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者となった民間事業者等による管理が適切に行われているかどうかを把握するとともに、新制度の運用状況を十分に見極め、問題点等が生じた場合は改善を加え、実効性を高めていく必要があることから、原則として3年間とする。

4 条例の整備

指定管理者制度の根拠となる条例の整備については、各施設の設置条例の制定又は改正により対応するものとし、その時期については、指定管理者の公募及び選定の期間を勘案して、関係条例案を議会に提出することとする。

なお、条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、利用料金制の採用その他必要な事項を定めるものとする。

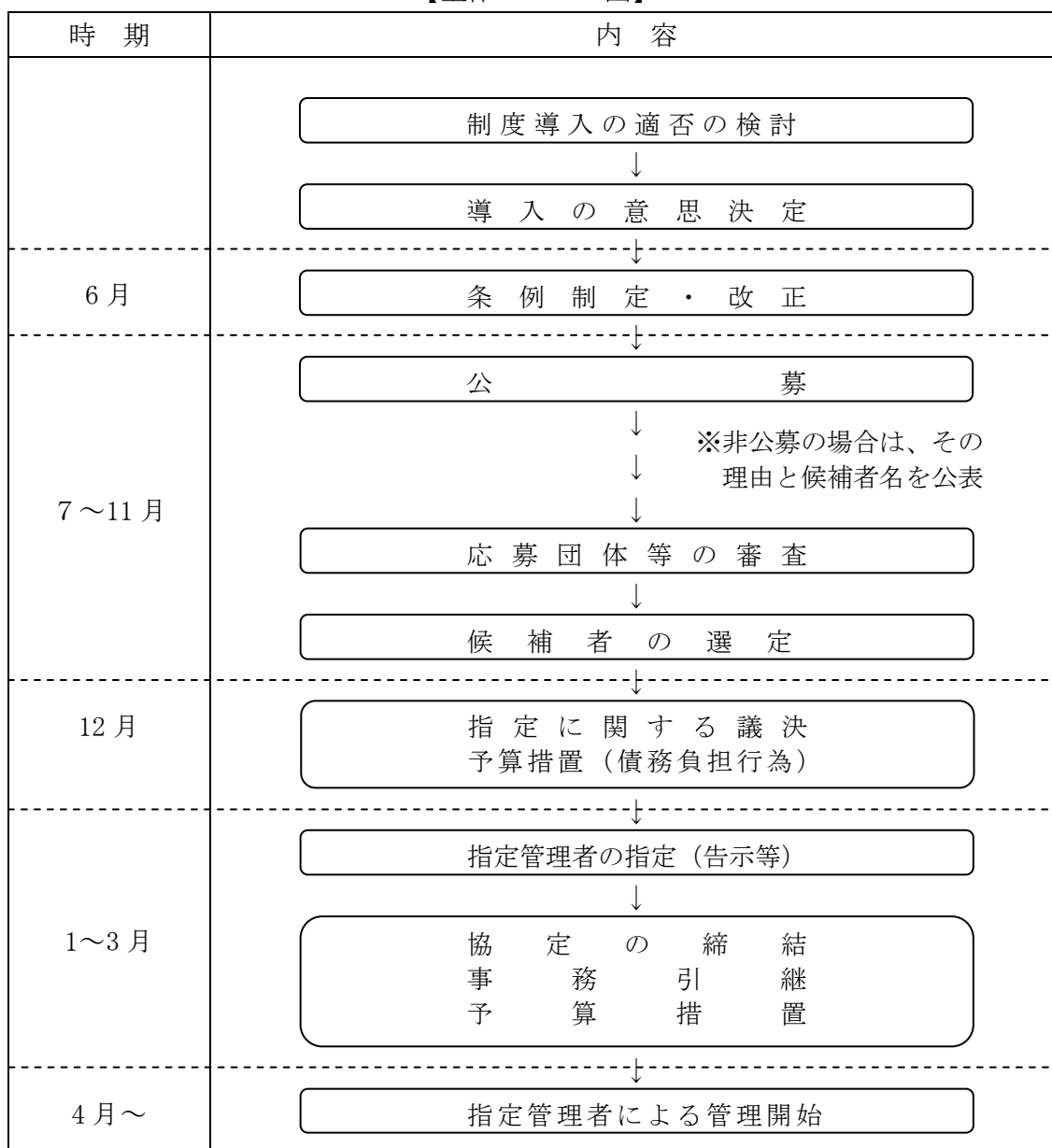
このうち、管理の基準については、開館時間、休館日、使用料、個人情報の取扱い、利用者を制限するときの要件等とし、業務の範囲については、指定管理者が行う施設の管理内容、提供すべきサービスの内容、施設利用許可の権限の有無、利用料金制の採用の有無等とする。

Ⅲ 指定管理者の指定の手続等

1 指定管理者制度導入の流れ

指定管理者による管理開始までの一般的な流れは次のとおりとする。

【全体のフロー図】



2 募集要領及び業務仕様書の作成

募集に当たっては、公募・非公募に関わらず、募集要領及び業務仕様書を作成し、施設名称、施設の規模及び内容、設置目的、期待する成果、管理の基準（管理に関する市負担の上限額に相当する金額を含む）、業務の範囲、指定の期間、応募資格、審査項目、審査の方法、選定基準、申請方法、応募窓口、その他必要な事項の情報を提供するものとする。

なお、募集の単位は、基本的に施設ごととするが、複数施設の管理を一体的に委ねることによって、効率的・効果的な管理が期待できる場合は、複数施設を一括して募集することを可能とする。

3 公募の方法

公募を行うに当たっては、本市ホームページや広報紙等を用い幅広く周知を図るとともに、1ヶ月以上の公募期間を設定するものとする。

4 応募資格の制限等

法人格の有無や、市内企業に限定するかどうか等の応募資格については、当該施設の性格や目的等を勘案し、施設所管部等において施設ごとに決定するものとする。

なお、市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人については、指定管理者に応募できないものとする。

また、指定管理者から暴力団等を排除するために、暴力団等に該当しないことを応募の要件とする。

5 指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）が指定の申請を行うに当たって提出すべき書類は、指定申請書、事業計画書、収支予算書、従事者の配置及び勤務体制に関する書類、申請団体の定款等のほか、施設所管部等が別に定める書類等とする。

6 候補者の選定

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、関係職員による選定のための機関を施設所管部等ごとに設置するものとし、指定申請者が提出する事業計画書等、次の基準及び施設所管部等が別に定める選定基準に基づき選定するものとする。

なお、職員が応募団体の役員等に就任している場合において、当該職員は選定作業に従事することができないものとする。

① 住民の平等利用が確保されること。

② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- (2) 指定管理者候補者の選定に当たっては、施設の設置目的等を踏まえ、必要に応じて有識者等の意見を聴くことができるものとする。
- (3) 選定結果については、指定申請者に通知するとともに、その内容を公表するものとする。

7 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案については、原則として各施設の関連条例の施行後に改めて議会に提出することとなるが、その時期については、市民サービスに影響が無いように、市民への周知期間や、十分な引継ぎ期間の確保等に配慮することとし、4月から指定管理者による管理を開始する場合は、前年の12月定例会への議案提出を原則とする。

8 管理に関する協定書の締結等

指定管理者が行う管理の内容、指定管理者に支出する管理に要する費用の額その他の指定管理者の権利義務に関する事項は、本市と指定管理者の協議により、原則として年度ごとに定め、その内容を記載した協定を締結するものとする。

また、指定管理者を指定する議案を提出する場合においては、当該施設の初年度の管理に要する経費について債務負担行為を設定する。

IV 適正な管理の確保

1 モニタリング

指定管理者による施設管理について、条例、規則、協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているか、また、指定管理者が安定的に施設管理を実施することが可能であるかを監視し、必要に応じて改善の指示や業務停止、指定の取り消しを行うことで、適正な管理水準を確保するとともに、施設利用者の満足度の向上を図る仕組みとして、モニタリングを実施する。

なお、モニタリングの具体的な内容及び方法については、施設の状況に応じて、指定管理者の意見等を踏まえ、その詳細を協定等において定める。

2 指定管理者が実施する事項

指定管理者は、施設管理に関して、施設の清掃・点検、施設の利用状況、使用許可件数、料金の収納状況等について、日報・月報等に記録し、自己評価を行うとともに、施設利用者の意見等を把握するために、協定等に基づき施設利用者のアンケートやモニター調査を実施する。

3 市が実施する事項

市は、指定管理者から提出された事業報告書の内容が業務仕様書等の基準を満たしているか確認するとともに、現地調査や利用者アンケートの結果報告等により、報告書の内容そのものが事実行為として行われているか確認する。

また、指定管理者の経営状況について確認し、サービス水準の維持向上の評価や、施設管理の安定性を評価し、その結果を指定管理者に通知する。

4 事業報告書

指定管理者が提出することとされている事業報告書の内容は、管理の実施状況、施設の利用状況、使用料の収入の実績、管理に係る経費の収支状況、その他管理の状況を把握するために必要な事項とする。

また、市民に対する説明責任を果たす観点から、当該事業報告書等の内容について市民が閲覧できるよう、適切な措置を講ずることとする。